

評価実施計画

目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日）政策評価各府省連絡会議了承及び従来の重点的評価実施計画の考え方を踏まえて、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

| 施策名 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | (参考)平成28年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 1. 地球温暖化対策の推進 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 地球環境の保全 | | | ○ | | | ○ |
| 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 | | ○ | | ○ | | ○ |
| 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 6. 化学物質対策の推進 | | ○ | | ○ | | ○ |
| 7. 環境保健対策の推進 | | ○ | | | ○ | |
| 8. 環境・経済・社会の統合的向上 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 9. 環境政策の基盤整備 | ○ | | | ○ | | |
| 10. 放射性物質による環境の汚染への対処 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 評価施策数 | 5 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 |

(評価の対象)

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

(モニタリング評価とは、評価書様式の目標期間終了時点の総括欄への記入が不用である年度。ただし、記載すべき内容がある場合は該当する部分の評価を記載することとする。)

「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度評価の対象とする。

(従来の重点的評価実施計画の考え方)

1. 「1. 地球温暖化対策の推進」については、京都議定書の第1約束期間が始まるほか、内閣の重要政策としての位置付け、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度重点的評価の対象とする。

2. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第1節 環境問題の各分野に係る施策（「3. 大気・水・土壌環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」）」については、隔年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度重点的評価の対象にすることを考慮し、おおむね3年度毎に重点的評価の対象とする。

3. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第2節 各種施策の基盤となる施策（「7. 環境保健対策の推進」から「9. 環境政策の基盤整備」）」については、上記施策より長期的な視点から評価の重点化を行うこととし、3年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、最近の市民や地域における取組が重視されていることを踏まえ、隔年度に重点的評価の対象とする。

4. 重点的評価実施計画の計画期間は、現行政策評価基本計画の期間（平成27年度まで）とし、各年度において重点的に評価する施策数は、4施策程度とする。